

社会福祉法人安積愛育園
入所支援事業所アルバ

自然災害発生時における業務継続計画

事業所名	入所支援事業所アルバ
代表者	佐藤 剛
所在地	郡山市安積町笹川字経坦52
電話番号	024-945-0369

目次

1. 総論	1
(1) 基本方針	1
(2) 推進体制	1
(3) リスクの把握	2
① ハザードマップなどの確認	2
② 被災想定	
(4) 優先業務の選定	
① 優先する事業	
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	
① 研修・訓練の実施	
② BCPの検証・見直し	3
2. 平常時の対応	
(1) 建物・設備の安全対策	
(2) 電気が止まった場合の対策	
(3) ガスが止まった場合の対策	
(4) 水道が止まった場合の対策	
① 飲料水	
② 生活用水	
(5) 通信が麻痺した場合の対策	
(6) システムが停止した場合の対策	
(7) 衛生面（トイレ等）の対策	4
(8) 必要品の備蓄	
(9) 資金手当て	
3. 緊急時の対応	
(1) BCP発動基準	
(2) 行動基準	5
(3) 対応体制	
(4) 対応拠点	
(5) 安否確認	6
① 利用者の安否確認	
② 職員の安否確認	
(6) 職員の参集基準	
(7) 施設内外での避難場所・避難方法	
(8) 職員の管理(ケア)	
① 休憩・宿泊場所	
② 勤務シフト	
(9) 復旧対応	7
破損個所の確認	
業者連絡先一覧の整備	
4. 他施設との連携	
(1) 連携体制の構築	
① 連携先との協議	
② 連携協定書の締結	
③ 地域のネットワーク等の構築・参画	
5. 地域との連携	

被災時の職員の派遣
福祉避難所の運営

[① 福祉避難所の指定](#)

[② 福祉避難所開設の事前準備](#)

[<更新履歴>](#)

1. 総論

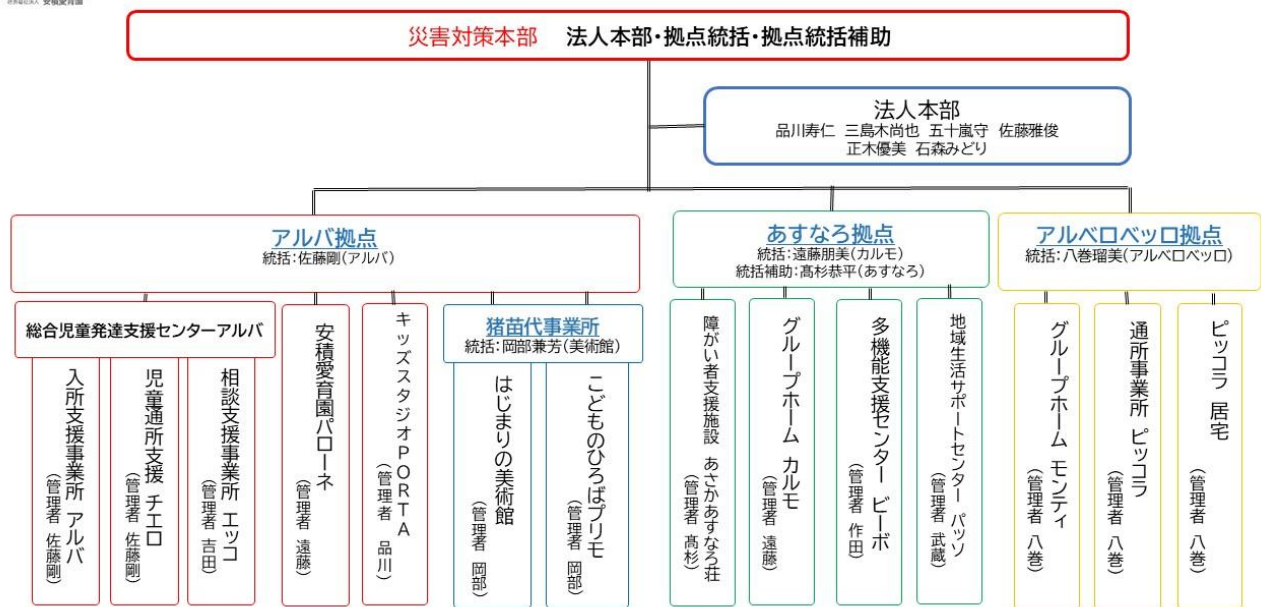
(1) 基本方針

本計画は、大地震等の自然災害をはじめとする突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、障がい福祉事業を中断させない、また中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短期間で再開させるための方針、体制、手順等を示すものである

(2) 災害対策本部



社会福祉法人安積愛育園 災害対策組織図 (2026年4月1日現在)



主な役割	部署・役職	補足
非常食の確保・調整	防災委員	
勤務把握	管理者	
設備状況把握	管理者	
研修の開催	法人本部	
訓練の実施	管理者	

(3) リスクの把握

1 ハザードマップなどの確認

【郡山市】		
郡山洪水ハザードマップ	【安積・田村】	(別紙①)
郡山洪水ハザードマップ	【安積】	(別紙②)
郡山内水ハザードマップ		(別紙③)
土砂災害ハザードマップ (安積町)		(別紙④)

2 被災想定

【自治体公表の被災想定】

○全事業所～震災被害	
福島県地震被害想定	(別紙⑤)

(4) 優先業務の選定

1 優先する事業

事業所	必要性	事業継続の考え方
アルバ	大	継続
チエロ	中	入所の継続見通しができ次第再開
エッコ	中	委託相談として、要援護者の確認
パローネ	中	入所の継続見通しができ次第再開
あすなる荘	大	継続
パッソ	中	入所の継続見通しができ次第再開
ピッコラ	中	入所の継続見通しができ次第再開
ピッコラ (居宅)	中	基本は入所継続のサポート、利用者の生活状況に応じてサービス提供
モンティ	大	継続
ビーボ	中	入所の継続見通しができ次第再開
カルモ	大	あすなる荘・アルバ・モンティ等に避難
プリモ	中	入所の継続見通しができ次第再開
美術館	小	休館
ポルタ	小	子ども食堂は休止、配食は継続を検討

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

1 研修・訓練の実施

【訓練の実施】	年2回
・各事業所 避難訓練・地震訓練・連絡網訓練等実施 (消防計画参照)	
【研修の実施】	年2回

- ・座学研修（災害に関する基礎知識、BCPとマニュアルの違い等）

2 BCPの検証・見直し

拠点会議毎で検討し、修正、見直し。法人運営・戦略会議等で取りまとめ。
(年1回)

2. 平常時の対応

建物

○建物・設備の安全対策

事業所において

- ・建築年月（平成25年4月）
- ・事業所平面図（別紙⑥）
- ・消防計画に基づく設備の点検（年2回）

○ライフラインが止まった場合の対策

【電気】

- ・非常用電源（自家発電設備）あり
- ・懐中電灯等の照明備品
- ※各ユニット準備室に常備
- ・冷暖対策用品の準備（毛布、石油ストーブ、温冷風機、保冷剤）

【ガス】

- ・石油の備蓄（180程度）
- ・公用車のガソリンは常に半分以上を保つ

【水道】

- ・飲料水：定員24名 職員14名（1日最低人員11名、予備3名）
3420リネン室にて保管（3日分）
※大人一人が一日に必要な水の量：3リットル
- ・生活用水：各生活拠点（アルバ、あすなろ、アルベロ）の貯水槽から調達
また各自治体の災害時給水場所からの調達

○通信が麻痺した場合の対策（電話以外の連絡手段等）

- ・非常災害時は法人本部より、職員個人への緊急メール送信
- ・利用者家族・関係機関との緊急連絡網（電話以外も含む）（別紙⑦）

○システムが停止した場合の対策（水没によるデータ消失の対策等）

- ・サーバーダウン時の対策（NASのバックアップ）
- ・支援記録や事務処理の方法（利用状況は手書き）

○衛生面（トイレ等）の対策

- ・汚物処理水について
利用者毎の衣服3日分の確保、オムツの確保
非常時はパットの温泉水を溜めて各事業所で活用

○必要品の備蓄

- ・必要な備品はリストに整理（別紙⑧）
賞味期限や使用期限があるものは、担当者を決めて定期的にメンテナンスを行いリストを見直す。
賞味期限の近い非常食を防災食の体験として試食して、新たな防災食を備蓄するローリングストックを行う。
- ・飲料、食品は9食分（3日分）×（定員数+実働する職員数）の確保

○資金の手当て

- ・小口現金で対応

○その他

- ・利用者の安否確認について
現地での安否確認

3 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

【地震による発動基準】

震災	震度7以上	安全確保ができた職員は管轄の入所施設へ集合
	震度6以上	各施設の被害確認 管理者等による協議のもと、職員参集を含む対応決定
	震度5以上	各施設の被害確認 管理者等による協議での対応決定

※下記の図を参照

【水害による発動基準】

水害	警戒レベル4以上	入所施設へ避難、避難行動を保護者に通知
	警戒レベル3	避難準備、水位確認の上、対応を管理者相談

※下記の図を参照

タイムライン防災 (警戒レベルとみなさんにとるべき避難行動) 水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わりました。

○ 災害が発生する前に、タイムラインを確認して早いうちから避難の準備をしましょう。警戒レベル3や警戒レベル4に相当する防災気象情報や避難情報が発表された場合には、安全・確実に避難をしましょう。警戒レベル5に相当する情報が発表された場合には、命を守る最善の行動をとってください。

国土交通省からの 河川の水位状況と注意・警戒情報
洪水予報等の水位 (阿武隈川：阿久津水位観測所)

警戒レベル	みなさんにとるべき行動	市が出す避難情報	国・県・気象庁からの防災気象情報
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報	警戒レベル5相当情報 ● 氾濫発生情報 ● 大雨特別警報 等
警戒レベル4 全員避難	指定避難所・指定緊急避難場所等へ速やかに避難する。災害が発生するおそれが高まっている状況であり、急いで避難が必要です。	避難指示(緊急) 避難勧告	警戒レベル4相当情報 ● 氾濫危険情報 ● 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3 高齢者は避難	高齢者等支援の必要な方は立退き避難を開始する。その他の方は立退き避難の準備をし、自発的に避難を開始する。	避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル3相当情報 ● 氾濫警戒情報 ● 洪水警報 ● 大雨警報 等
警戒レベル2	避難に備え、自らの避難行動(避難場所や避難ルート)を再確認する。		● 氾濫注意情報 ● 洪水注意情報 ● 大雨注意情報 等
警戒レベル1	最新の気象情報に注意し、災害への心構えを高める。		○ 早期注意情報(警報級の可能性)

氾濫発生情報

水位は、急激に上昇する場合があります。これらの水位に達しなくても、自らの判断で速やかに避難行動をとることが重要です。

水位は、ウェブサイト(川の水位情報、ライブカメラ)等で確認し、河川には絶対に近づかないようにしましょう。

防災気象情報(気象庁) 川の水位情報(国土交通省)

【噴火による発動基準】

噴火 噴火警戒レベル5 避難、避難行動を保護者に通知
 レベル4 避難準備、管理者と対応を検討
 レベル3 情報収集

(2) 行動基準

発生時の行動指針は、下記の通りとする。

- ・利用者及び職員の安全確保
- ・二次災害への対策(火災や建物の倒壊など)
- ・情報収集、情報発信
- ・地域や関係機関との連携

(3) 対応体制

①各拠点統括者及び統括補助者が優先的な安全確保対応を行う。
 ②災害対策本部にて今後の対応を検討し、指示を出す。
 ※災害対策本部が開かれるまでは、役職上位の判断に基づき指示を行い、役職上位者が不在の場合は役職下位者が代行して判断を行う。

(4) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
総合児童発達支援センターアルバ	あさかあすなろ荘	アルペロベッコ

(5) 安否確認

1 利用者の安否確認

【安否確認ルール】
利用者・職員の安否確認方法
職員：メール、LINE 等にて確認。
利用者：現地での安否確認。外出・外泊児は保護者と電話、メール等で確認

負傷者がいる場合は可能な範囲で応急処置を実施
医療機関への搬送が必要な場合は、安全面と合わせて可能な方法を管理者中心に検討

ライフラインの確保の為、ライフラインの異常状態を想定し、利用者の基本的な生活習慣の確保。地域の被災状況にもよるが、緊急の短期入所の受入れ 有無を検討する

(6) 職員の参集基準

・震度7以上は本部（アルバ）に集まる。本部以外の時には、連絡がくる。
震度6以上は管理者等の判断で事業所に集まる
※BCP発動条件を確認

【自動参集基準の対象外】

・自身や家族が被災した場合や道路などの交通網に危険があり、事業所に向かえない場合は管理者に連絡し指示を仰ぐ

(7) 避難場所・避難方法

【アルバ・チエロ・エッコ】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	あすなる荘	安積第三小学校
避難方法	公用車	公用車・徒歩

(8) 職員の管理(ケア)

1 休憩・宿泊場所

宿泊候補場所
地域生活サポートセンターパッソ

2 勤務シフト

【災害時の勤務シフト】

優先する事業を参照し、必要に応じて事業所へスタッフを集め、勤務表を作成する。

(9) 復旧対応

1 破損個所の確認

<建物・設備の被害点検シート例>

- ・各事業所で復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所を整理
(リスト化・現場にテープで貼る等)
 - ・破損場所の写真撮影記録
 - ・業者の一覧 (別紙)
- ※電話以外の連絡手段も可能な限り記載

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

1 連携先との協議

福島県知的障害者福祉協会と連携の協議を行う。

2 連携協定書の締結

福島県災害派遣福祉チーム (県広域災害福祉支援ネットワーク協議会) への参画を検討

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

福島県災害派遣福祉チーム (県広域災害福祉支援ネットワーク協議会) への参画を検討

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所指定事業所

- ・総合児童発達支援センターアルバ
- ・あさかあすなろ荘
- ・コミュニティサポートセンターアルベロベッコ

災害発生時には、自治体と情報のやり取りを行い要援護者受け入れの検討を行う。

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるよう、施設で保有する物資や施設整備を確認しておく。
受け入れについては支援人材の確保が重要であり、それらを含め行政と連絡を取り合いながら進める。

<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
令和6年4月1日	新規作成	管理者
令和7年4月1日	災害対策組織図、飲料水 人数変更。非常食の担当。BCP 訓練の回数	チーフ
令和8年4月1日	災害対策組織図の変更	チーフ

社会福祉法人安積愛育園
通所支援事業所 千工口

自然災害発生時における業務継続計画

事業所名	通所支援事業所千工口
代表者	管理者 佐藤剛
所在地	福島県郡山市安積町笹川字経担 52
電話番号	024-953-4436

目次

1. 総論	1
(1) 基本方針	
(2) 推進体制	
(3) リスクの把握	
① ハザードマップなどの確認	
2. 被災想定	2
① 優先する事業	
(4) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	3
① 研修・訓練の実施	
② BCPの検証・見直し	
2. 平常時の対応	
建物・設備の安全対策	
電気が止まった場合の対策	
ガスが止まった場合の対策	
水道が止まった場合の対策	
・飲料水	
・生活用水	
通信が麻痺した場合の対策	
システムが停止した場合の対策	
衛生面の対策	
・汚物対策	
必要品の備蓄	
資金手当て	
3. 緊急時の対応	4
(1) BCP発動基準	
(2) 行動基準	5
対応体制	
(3) 対応拠点	6
(4) 安否確認	
・利用者の安否確認	
・職員の安否確認	
(5) 職員の参集基準	
(6) 施設内外での避難場所・避難方法	7
(7) 職員の管理(ケア)	
① 休憩・宿泊場所	
② 勤務シフト	
(8) 復旧対応	
4. 他施設との連携	
(1) 連携体制の構築	
5. 地域との連携	8
(1) 被災時の職員の派遣	
(2) 福祉避難所の運営	
① 福祉避難所の指定	
② 福祉避難所開設の事前準備	
6. 通所系・固有事項	9
<更新履歴>	

1. 総論

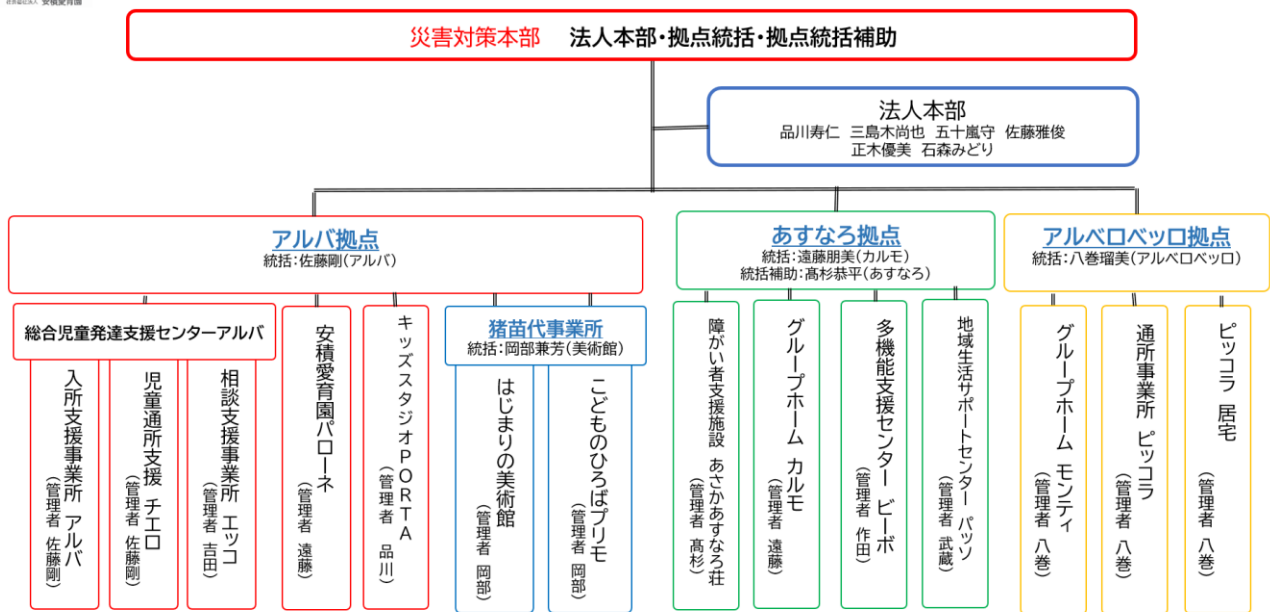
(1) 基本方針

本計画は、大地震等の自然災害をはじめとする突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、障がい福祉事業を中断させない、また中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短期間で再開させるための方針、体制、手順等を示すものである

(2) 災害対策本部



社会福祉法人安積愛育園 災害対策組織図 (2026年4月1日現在)



主な役割	部署・役職	補足
非常食の確保・調整	防災委員	
勤務把握	管理者	
設備状況把握	管理者	
研修の開催	法人本部	
訓練の実施	防災委員	

(3) リスクの把握

1 ハザードマップなどの確認

【郡山市】

郡山洪水ハザードマップ【安積・田村】（別紙①）

郡山洪水ハザードマップ【安積】（別紙②）

郡山内水ハザードマップ（別紙③）

土砂災害ハザードマップ（安積町）（別紙④）

2 被災想定

【自治体公表の被災想定】

○全事業所～震災被害
福島県地震被害想定（別紙⑤）

優先業務の選定

1 優先する事業

事業所	必要性	事業継続の考え方
アルバ	大	継続
チエロ	中	入所の継続見通しができ次第再開
エッコ	中	委託相談として、要援護者の確認
パローネ	中	入所の継続見通しができ次第再開
あすなろ荘	大	継続
パッソ	中	入所の継続見通しができ次第再開
ピッコラ	中	入所の継続見通しができ次第再開
ピッコラ（居宅）	中	基本は入所継続のサポート、利用者の生活状況に応じてサービス提供
モンティ	大	継続
ビーボ	中	入所の継続見通しができ次第再開
カルモ	大	あすなろ荘・アルバ・モンティ等に避難
プリモ	中	入所の継続見通しができ次第再開
美術館	小	休館
ポルタ	小	子ども食堂は休止、配食は継続を検討

(4) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

1 研修・訓練の実施

【研修の実施】

- ・各事業所 避難訓練・地震訓練実施（消防計画参照）
- ・【研修】 年2回
座学研修（災害に関する基礎知識、BCPとマニュアルの違い等）

2 BCPの検証・見直し

拠点会議毎で検討し、修正、見直し。法人運営・戦略会議等で取りまとめ。
(年1回)

2. 平常時の対応

建物

○建物・設備の安全対策

各事業所において

- ・建築年月（平成25年4月1日）
- ・事業所平面図（別紙⑥）
- ・消防計画に基づく設備の点検（年2回）

○ライフラインが止まった場合の対策

【電気】

- ・非常用電源（自家発電設備）有
- ・懐中電灯等の照明備品 職員室
- ・冷暖対策用品の準備（毛布、石油ストーブ、温冷風機、保冷剤）
※アルバと共用

【ガス】

- ・石油の備蓄 180程度（アルバと共用）
- ・公用車のガソリンは常に半分以上を保つ

【水道】

- ・飲料水：定員20名 職員15名 1050リネン室にて保管
※職員は療育に入るスタッフ
通所⇒飲料、食品は3食分（1日分）×（定員数+実働する職員数）の確保
※大人一人が一日に必要な水の量：3リットル

- ・生活用水：各生活拠点（アルバ、あすなる荘、アルベロベッロ）の貯水槽から調達
また各自治体の災害時給水場所からの調達

○通信が麻痺した場合の対策（電話以外の連絡手段等）

- ・非常災害時は法人本部より、職員個人への緊急メール送信
- ・利用者家族・関係機関との緊急連絡網（電話以外も含む）（別紙⑦）
※LINEも含む

○システムが停止した場合の対策（水没によるデータ消失の対策等）

- ・サーバーダウン時の対策 : N A Sのバックアップ
- ・支援記録や事務処理方法 : 支援記録用紙に手書き

○衛生面の対策

- ・汚物処理水について

汚物処理水の確保：非常時はアルバの大浴を溜めて各事業所で活用

※アルバも水道が止まっている場合はパツソの温泉水を溜めて活用

非常用おむつの確保

○必要品の備蓄

- ・各事業所で必要な備品はリストに整理（別紙⑧）

賞味期限や使用期限があるものは、担当者を決めて定期的にメンテナンスを行いリストを見直す。

○資金の手当て

- ・アルバ（併設事業所）から資金を補填

○その他

- ・利用者の安否確認について（電話・LINE等で確認を行う）

自分たちの事業所における安否確認の方法を記載（LINEにて確認を行う）

※サポート必要な家庭は緊急連絡網に記載する

緊急時の対応

(1) B C P発動基準

【地震による発動基準】

震災	震度7以上	安全確保ができた職員は管轄の入所施設へ集合
	震度6以上	各施設の被害確認 管理者等による協議のもと、職員参集を含む対応決定
	震度5以上	各施設の被害確認 管理者等による協議での対応決定

※下記の図を参照

【水害による発動基準】

水害	警戒レベル4以上	入所施設へ避難、避難行動を保護者に通知
	警戒レベル3	避難準備、水位確認の上、対応を管理者相談

※下記の図を参照

タイムライン防災
(警戒レベルとみなさんにとるべき避難行動) 水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わりました。

○ 災害が発生する前に、タイムラインを確認して早いうちから避難の準備をしましょう。
警戒レベル3や警戒レベル4に相当する防災気象情報や避難情報が発表された場合には、安全・確実に避難をしましょう。警戒レベル5に相当する情報が発表された場合には、命を守る最善の行動をとってください。

国土交通省からの
河川の水位状況と注意・警戒情報
(阿武隈川：阿久津水位観測所)

警戒レベル	みなさんにとるべき行動	市が出す避難情報	国・県・気象庁からの防災気象情報
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 	災害発生情報	警戒レベル5相当情報 ● 氾濫発生情報 ● 大雨特別警報 等
警戒レベル4 全員避難	指定避難所・指定緊急避難場所等へ速やかに避難する。災害が発生するおそれが極めて高い状況であり、急いで避難が必要です。 	避難指示(緊急) 避難勧告	警戒レベル4相当情報 ● 氾濫危険情報 ● 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3 高齢者等は避難	高齢者等支援の必要な方は立退き避難を開始する。その他の方々は立退き避難の準備をし、自発的に避難を開始する。 	避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル3相当情報 ● 氾濫警戒情報 ● 洪水警報 ● 大雨警報 等
警戒レベル2	避難に備え、自らの避難行動(避難場所や避難ルート)を再確認する。 		● 氾濫注意情報 ● 洪水注意情報 ● 大雨注意情報 等
警戒レベル1	最新の気象情報に注意し、災害への心構えを高める。 		○ 早期注意情報(警報級の可能性)

氾濫発生情報

氾濫危険水位 7.90m (レベル4水位)
河川が氾濫する恐れのある水位。安全に避難するために避難が完了している段階。

避難判断水位 6.80m (レベル3水位)
避難の準備や判断の目安となる水位。

氾濫注意水位 5.50m (レベル2水位)
河川の氾濫の発生を注意する水位。

水防団待機水位 4.00m (レベル1水位)
水防活動の準備を行う水位。

ふだんの水位

水位は、危険に上昇する場合があります。これらの水位に達しなくても、自らの判断で速やかに避難行動をとることが重要です。

水位は、ウェブサイト(川の水位情報、ライブカメラ)等で確認し、河川には絶対に近づかないようにしましょう。

防災気象情報(気象庁) 川の水位情報(国土交通省)

【噴火による発動基準】

噴火 噴火警戒レベル5 避難、避難行動を保護者に通知
 レベル4 避難準備、管理者と対応を検討
 レベル3 情報収集

(2) 行動基準

発生時の行動指針は、下記の通りとする。

- ・利用者及び職員の安全確保
- ・二次災害への対策(火災や建物の倒壊など)
- ・情報収集、情報発信
- ・地域や関係機関との連携

対応体制

- ①各拠点統括者及び統括補助者が優先的な安全確保対応を行う。
- ②災害対策本部にて今後の対応を検討し、指示を出す。
※災害対策本部が開かれるまでは、役職上位の判断に基づき指示を行い、役職上位者が不在の場合は役職下位者が代行して判断を行う。

(3) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
総合児童発達支援センターアルバ	あさかあすなろ荘	アルベロベッロ

(4) 安否確認

- 1 利用者の安否確認
震災発生時の利用者の安否確認方法の整理（別紙②）。

<p>【安否確認ルール】 利用者・職員の安否確認方法 職員：メール、LINE 等にて確認。 利用者：電話、LINE 等</p> <p>負傷者がいる場合は可能な範囲で応急処置を実施 医療機関への搬送が必要な場合は、安全面と合わせて可能な方法を管理者中心に検討</p>

(5) 職員の参集基準

<p>・震度7以上は本部（アルバ）に集まる。本部以外の時には、連絡がくる。 震度6以上は管理者等の判断で事業所に集まる ※BCP発動条件を確認</p>

<p>【自動参集基準の対象外】 ・自身や家族が被災した場合や道路などの交通網に危険があり、事業所に向かえない場合は管理者に連絡し指示を仰ぐ</p>
--

(6) 避難場所・避難方法

【アルバ・チエロ・エッコ】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	あすなる荘	安積第三小学校
避難方法	公用車	公用車・徒歩

(7) 職員の管理(ケア)

1 休憩・宿泊場所

宿泊候補場所
地域生活サポートセンターパッソ
多機能支援センタービーボ

2 勤務シフト

【災害時の勤務シフト】

優先する事業を参照し、必要に応じて事業所へスタッフを集め、勤務表を作成する。

(8) 復旧対応

1 破損個所の確認

<建物・設備の被害点検シート例>

- ・各事業所で復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所を整理
(リスト化・現場にテープで貼る等)
 - ・破損場所の写真撮影記録
 - ・業者の一覧作成(別紙)
- ※電話以外の連絡手段も可能な限り記載

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

1 連携先との協議

アルバを通して福島県知的障害者福祉協会と連携の協議を行う。

2 連携協定書の締結

福島県災害派遣福祉チーム(県広域災害福祉支援ネットワーク協議会)への参画を検討

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

福島県災害派遣福祉チーム（県広域災害福祉支援ネットワーク協議会）への参画を検討

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所指定事業所

- ・総合児童発達支援センターアルバ
- ・あさかあすなろ荘
- ・コミュニティサポートセンターアルベロベッコ

災害発生時には、自治体と情報のやり取りを行い要援護者受け入れの検討を行う。

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるよう、施設で保有する物資や施設整備を確認しておく。受け入れについては支援人材の確保が重要であり、それらを含め行政と連絡を取り合いながら進める。

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和6年4月1日	新規作成
令和7年1月1日	修正
令和7年4月1日	修正
令和8年4月1日	修正

社会福祉法人安積愛育園
安積愛育園パローネ

自然災害発生時における業務継続計画

事業所名	安積愛育園パローネ
代表者	管理者 遠藤朋美
所在地	福島県郡山市小原田 3-11-11
電話番号	024-944-5536

目次	
1. 総論	1
(1) 基本方針	
(2) 推進体制	
(3) リスクの把握	2
① ハザードマップなどの確認	
② 被災想定	2
(4) 優先業務の選定	
① 優先する事業	
② 優先する業務	
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	
① 研修・訓練の実施	
② BCPの検証・見直し	
2. 平常時の対応	3
(1) 建物・設備の安全対策	
① 人が常駐する場所の耐震措置	
② 設備の耐震措置	
③ 水害対策	
(2) 電気が止まった場合の対策	
(3) ガスが止まった場合の対策	
(4) 水道が止まった場合の対策	
① 飲料水	
② 生活用水	
(5) 通信が麻痺した場合の対策	
(6) システムが停止した場合の対策	
(7) 衛生面（トイレ等）の対策	
① トイレ対策	
② 汚物対策	
(8) 必要品の備蓄	4
(9) 資金手当て	
3. 緊急時の対応	4
(1) BCP発動基準	5
(2) 行動基準	
(3) 対応体制	
(4) 対応拠点	
(5) 安否確認	
① 利用者の安否確認	
② 職員の安否確認	
(6) 職員の参集基準	
(7) 施設内外での避難場所・避難方法	
(8) 重要業務の継続	
(9) 職員の管理(ケア)	
① 休憩・宿泊場所	
② 勤務シフト	
(10) 復旧対応	
① 破損個所の確認	
② 業者連絡先一覧の整備	
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）	
4. 他施設との連携	6

(1) 連携体制の構築	6
① 連携先との協議	
② 連携協定書の締結	7
③ 地域のネットワーク等の構築・参画	
(2) 連携対応	
① 事前準備	
② 利用者情報の整理	
③ 共同訓練	
5. 地域との連携	7
(1) 被災時の職員の派遣	
(2) 福祉避難所の運営	
① 福祉避難所の指定	
② 福祉避難所開設の事前準備	
6. 通所系固有事項	7

<更新履歴>

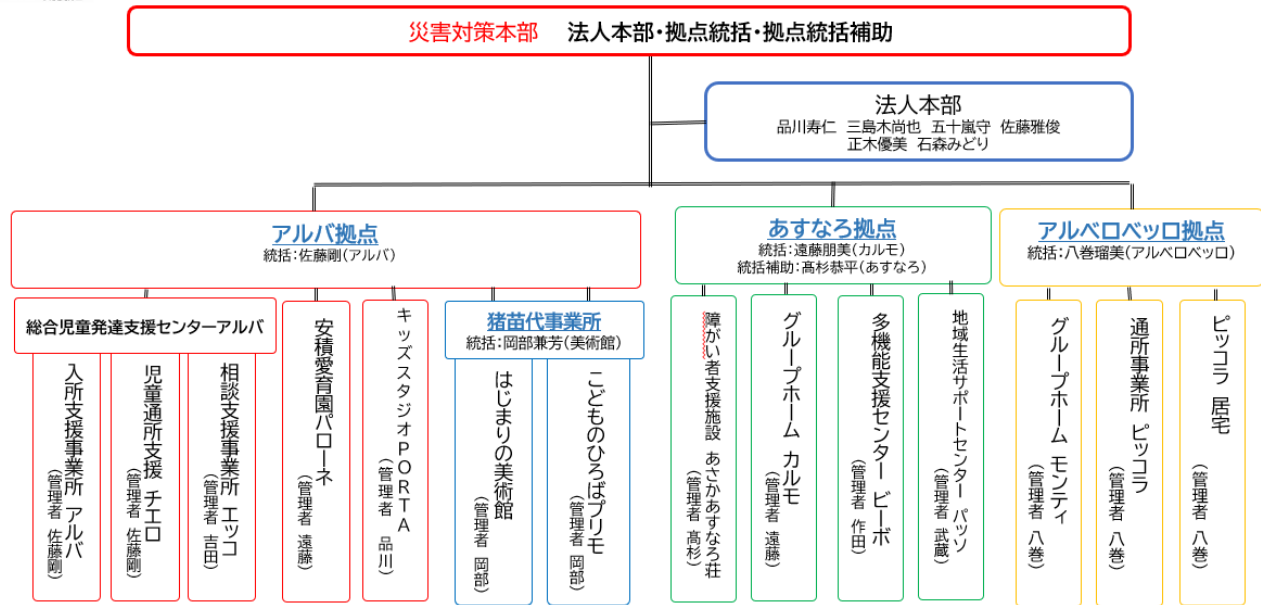
1. 総論

(1) 基本方針

本計画は、大地震等の自然災害をはじめとする突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、障がい福祉事業を中断させない、また中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短期間で再開させるための方針、体制、手順等を示すものである



社会福祉法人安積愛育園 災害対策組織図 (2026年4月1日現在)



(2) 災害対策本部

主な役割	部署・役職	補足
非常食の確保・調整	防災委員	
勤務把握	管理者	
設備状況把握	管理者	
研修の開催	法人本部	
訓練の実施	管理者	

(3) リスクの把握

1 ハザードマップなどの確認

【郡山市】	
郡山洪水ハザードマップ	(別紙①)
郡山内水ハザードマップ	(別紙②)
<u>土砂災害ハザードマップ (安積町)</u>	(別紙③)

2 被災想定

【自治体公表の被災想定】

○全事業所～震災被害
[福島県地震被害想定](#) (別紙⑦)

優先業務の選定

1 優先する事業

事業所	必要性	事業継続の考え方
アルバ	大	継続
チエロ	中	入所の継続見通しができ次第再開
エッコ	中	委託相談として、要援護者の確認
パローネ	中	入所の継続見通しができ次第再開
あすなる荘	大	継続
パッソ	中	入所の継続見通しができ次第再開
ピッコラ	中	入所の継続見通しができ次第再開
ピッコラ (居宅)	中	基本は入所継続のサポート、利用者の生活状況に応じてサービス提供
モンティ	大	継続
ビーボ	中	入所の継続見通しができ次第再開
カルモ	大	あすなる荘・アルバ・モンティ等に避難
プリモ	中	入所の継続見通しができ次第再開
美術館	小	休館
ポルタ	小	子ども食堂は休止、配食は継続を検討

(4) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

1 研修・訓練の実施

【研修の実施】

- ・各事業所 避難訓練・地震訓練実施 (消防計画参照)
- ・【研修】 年1回
座学研修 (災害に関する基礎知識、BCPとマニュアルの違い等)

2 BCPの検証・見直し

拠点会議毎で検討し、修正、見直し。法人運営・戦略会議等で取りまとめ。
(年1回)

2. 平常時の対応

建物

○建物・設備の安全対策

各事業所において

- ・建築年月 (賃貸)
- ・事業所平面図 (別紙⑨)
- ・耐震補強が必要な箇所への対策 (無し)
- ・消防計画に基づく設備の点検 (年2回)

○ライフラインが止まった場合の対策

【電気】

- ・非常用電源（自家発電設備）無
- ・懐中電灯等の照明備品 スタッフ室
- ・冷暖対策用品の準備（毛布、石油ストーブ、保冷剤）

【ガス】

- ・石油の備蓄 180程度
- ・公用車のガソリンは常に半分以上を保つ

【水道】

- ・飲料水 : 定員 10 名 職員 7 名 510 面談室にて保管
通所⇒飲料、食品は 3 食分（1 日分）×（定員数＋実働する職員数）の確保
※大人一人が一日に必要なとする水の量：3 リットル
- ・生活用水：各生活拠点（アルバ、あすなろ、アルベロ）の貯水槽から調達
また各自自治体の災害時給水場所からの調達

○通信が麻痺した場合の対策（電話以外の連絡手段等）

- ・非常災害時は法人本部より、職員個人への緊急メール送信
- ・利用者家族・関係機関との緊急連絡網（電話以外も含む）（別紙⑩）

○システムが停止した場合の対策（水没によるデータ消失の対策等）

- ・サーバーダウン時の対策 : 外付け HDD にてバックアップ
- ・支援記録や事務処理方法 : 支援記録用紙に手書き

○衛生面（トイレ等）の対策

- ・簡易トイレ・凝固剤の確保（簡易トイレ 5 個 トイレ横倉庫）
- ・汚物処理水について
汚物処理水の確保：使い捨てオムツ使用

○必要品の備蓄

- ・各事業所で必要な備品はリストに整理（別紙⑪）
賞味期限や使用期限があるものは、担当者を決めて定期的にメンテナンスを行いリストを見直す。
賞味期限の近い非常食を防災食の体験として試食して、新たな防災食を備蓄するローリングストックを行う。
- ・入所⇒飲料、食品は 9 食分（3 日分）×（定員数＋実働する職員数）の確保
通所⇒飲料、食品は 3 食分（1 日分）×（定員数＋実働する職員数）の確保

○資金の手当て

- ・小口現金で対応

○その他

- ・利用者の安否確認について（電話・メール等で確認を行う）
自分たちの事業所における安否確認方法（電話・LINE 等で確認を行う）
通所：サポート必要な家庭をリスト化（別紙⑩）しておき安否確認を行う

緊急時の対応

(1) BCP発動基準

【地震による発動基準】

震災	震度7以上	安全確保ができた職員は管轄の入所施設へ集合
	震度6以上	各施設の被害確認 管理者等による協議のもと、職員参集を含む対応決定
	震度5以上	各施設の被害確認 管理者等による協議での対応決定

※下記の図を参照

【水害による発動基準】

水害	警戒レベル2以上	入所施設へ避難、避難行動を保護者に通知
	警戒レベル3	避難準備、水位確認の上、対応を管理者相談

※下記の図を参照



【噴火による発動基準】

噴火	噴火警戒レベル5	避難、避難行動を保護者に通知
	レベル4	避難準備、管理者と対応を検討
	レベル3	情報収集

(2) 行動基準

発生時の行動指針は、下記の通りとする。

- ・利用者及び職員の安全確保
- ・二次災害への対策(火災や建物の倒壊など)
- ・情報収集、情報発信
- ・地域や関係機関との連携

対応体制

- ①各拠点統括者及び統括補助者が優先的な安全確保対応を行う。
②災害対策本部にて今後の対応を検討し、指示を出す。
※災害対策本部が開かれるまでは、役職上位の判断に基づき指示を行い、役職上位者が不在の場合は役職下位者が代行して判断を行う。

(3) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
総合児童発達支援センターアルバ	あさかあすなろ荘	アルペロベッコ

(4) 安否確認

- 1 利用者の安否確認
震災発生時の利用者の安否確認方法の整理（別紙②）。

【安否確認ルール】

利用者・職員の安否確認方法

職員：メール、LINE等にて確認。

利用者：電話、メール等

負傷者がいる場合は可能な範囲で応急処置を実施

医療機関への搬送が必要な場合は、安全面と合わせて可能な方法を管理者中心に検討

(6) 職員の参集基準

・震度7以上は本部（アルバ）に集まる。本部以外の時には、連絡がくる。

震度6以上は管理者等の判断で事業所に集まる

※BCP発動条件を確認

【自動参集基準の対象外】

・自身や家族が被災した場合や道路などの交通網に危険があり、事業所に向かえない場合は管理者に連絡し指示を仰ぐ

(7) 避難場所・避難方法

【パローネ】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	アルバ	小原田小学校
避難方法	公用車	公用車・徒歩

(8) 職員の管理(ケア)

1 休憩・宿泊場所

宿泊候補場所
地域生活サポートセンターパッソ
多機能支援センタービーボ

2 勤務シフト

【災害時の勤務シフト】

(4) 優先する事業を参照し、必要に応じて事業所へスタッフを集め、勤務表を作成する。

(10) 復旧対応

1 破損個所の確認

＜建物・設備の被害点検シート例＞

- ・各事業所で復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所を整理
(リスト化・現場にテープで貼る等)
- ・破損場所の写真撮影記録
- ・業者の一覧作成 (別紙⑫)

※電話以外の連絡手段も可能な限り記載

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

1 連携先との協議

福島県知的障害者福祉協会と連携の協議を行う。

2 連携協定書の締結

福島県災害派遣福祉チーム (県広域災害福祉支援ネットワーク協議会) への参画を検討

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

福島県災害派遣福祉チーム（県広域災害福祉支援ネットワーク協議会）への参画を検討

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所指定事業所

- ・総合児童発達支援センターアルバ
- ・あさかあすなる荘
- ・コミュニティサポートセンターアルベロベッコ

災害発生時には、自治体と情報のやり取りを行い要援護者受け入れの検討を行う。

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるよう、施設で保有する物資や施設整備を確認しておく。受け入れについては支援人材の確保が重要であり、それらを含め行政と連絡を取り合いながら進める。

6. 通所系・固有事項

【平時からの対応】

- ・サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握に当たっては、複数の連絡手段(固定電話、携帯電話、メール等)を把握しておく。
- ・地域の避難方法や避難所に関する情報に留意する。

【災害が予想される場合の対応】

- ・地震や台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を検討する。

【災害発生時の対応】

- ・利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、予め把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。（別紙⑩）
- 利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。帰宅に当たっては、利用者の家族に迎えに来てもらうが、迎えが困難の場合は事業所での対応を検討する。

<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
令和6年4月1日	防災マニュアル作成	遠藤朋美
令和7年4月1日	BCP 修正	三島木尚也
令和8年4月1日	修正	遠藤朋美

社会福祉法人安積愛育園
こどものひろばプリモ

自然災害発生時における業務継続計画

事業所名	こどものひろばプリモ
代表者	管理者 岡部兼芳
所在地	猪苗代町大字千代田字前田甲 311-1
電話番号	0242-85-7320

目次

1. 総論

- (1) 基本方針
- (2) 推進体制
- (3) リスクの把握
- ① ハザードマップなどの確認
- ② 被災想定
- (4) 優先業務の選定
- ① 優先する事業
- ② 優先する業務
- (5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し
- ① 研修・訓練の実施
- ② BCPの検証・見直し

2. 平常時の対応

- (1) 建物・設備の安全対策
- (2) 電気が止まった場合の対策
- (3) ガスが止まった場合の対策
- (4) 水道が止まった場合の対策
- ① 飲料水
- ② 生活用水
- (5) 通信が麻痺した場合の対策
- (6) システムが停止した場合の対策
- (7) 衛生面（トイレ等）の対策
- ① トイレ対策
- ② 汚物対策
- (8) 必要品の備蓄
- (9) 資金手当て

3. 緊急時の対応

- (1) BCP発動基準
- (2) 行動基準
- (3) 対応体制
- (4) 対応拠点
- (5) 安否確認
- ① 利用者の安否確認
- ② 職員の安否確認
- (6) 職員の参集基準
- (7) 施設内外での避難場所・避難方法
- (8) 職員の管理(ケア)
- ① 休憩・宿泊場所
- ② 勤務シフト
- (9) 復旧対応
- ① 破損個所の確認
- ② 業者連絡先一覧の整備

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

- ① 連携先との協議
- ② 連携協定書の締結
- ③ 地域のネットワーク等の構築・参画

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

(2) 福祉避難所の運営

- ① 福祉避難所の指定
- ② 福祉避難所開設の事前準備

6. 通所系固有事項

<更新履歴>

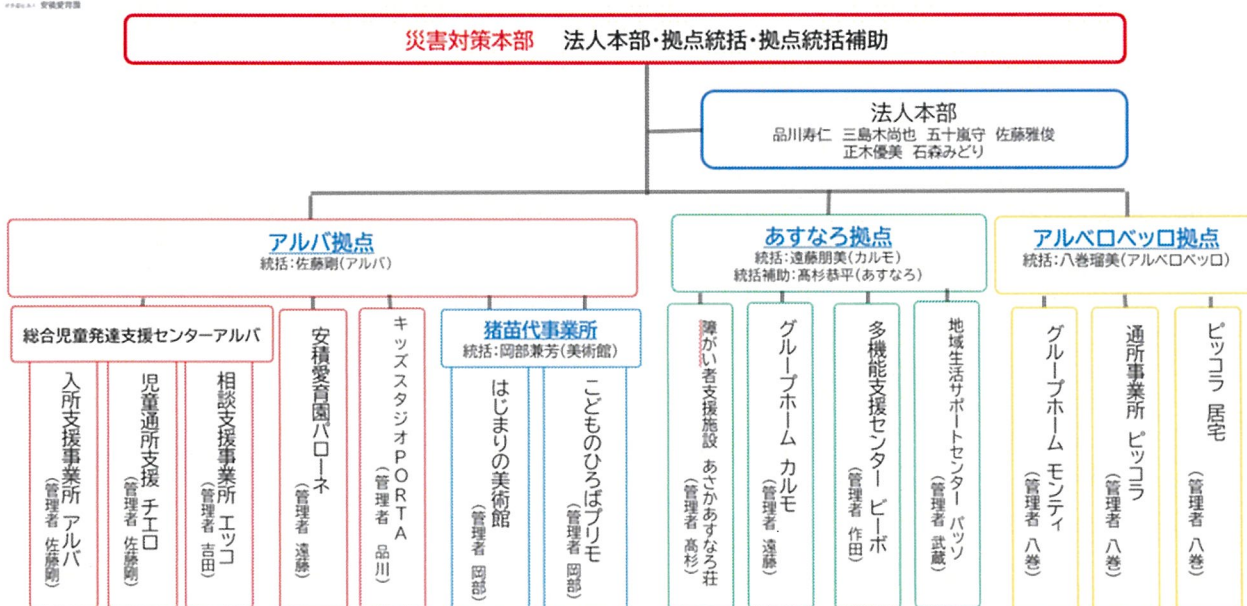
1. 総論

(1) 基本方針

本計画は、大地震等の自然災害をはじめとする突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、障がい福祉事業を中断させない、また中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短期間で再開させるための方針、体制、手順等を示すものである



社会福祉法人安積愛育園 災害対策組織図 (2026年4月1日現在)



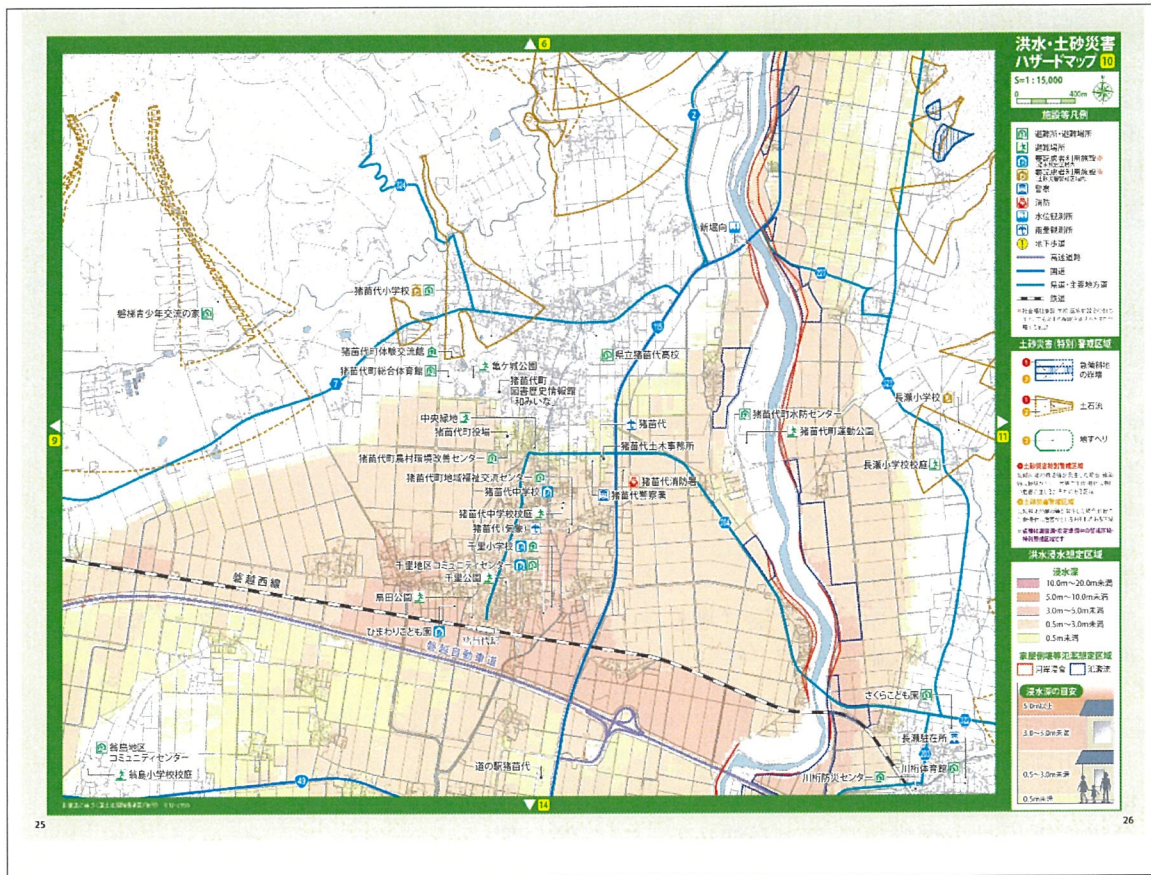
(2) 推進体制

主な役割	部署・役職	補足
非常食の確保・調整	防災委員	
勤務把握	管理者	
設備状況把握	管理者	
研修の開催	法人本部	
訓練の実施	管理者	

(3) リスクの把握

1 ハザードマップなどの確認

【猪苗代町】
猪苗代町洪水・土砂災害ハザードマップ



2 被災想定

【自治体公表の被災想定】

○全事業所～震災被害

福島県地震被害想定

(別紙)

(4) 優先業務の選定

1 優先する事業

(事業所)	(必要性)	(事業継続の考え方)
アルバ	大	継続
チエロ	中	入所の継続見通しができ次第再開
エッコ	中	委託相談として、要援護者の確認
パローネ	中	入所の継続見通しができ次第再開
あすなろ荘	大	継続
パッソ	中	入所の継続見通しができ次第再開
ピッコラ	中	入所の継続見通しができ次第再開
ピッコラ (居宅)	中	基本は入所継続のサポート、利用者の生活状況に応じてサービス提供
モンティ	大	継続
ビーボ	中	入所の継続見通しができ次第再開
カルモ	大	あすなろ荘・アルバ・モンティ等に避難
プリモ	中	入所の継続見通しができ次第再開
美術館	小	休館
ポルタ	小	子ども食堂は休止、配食は継続を検討

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

1 研修・訓練の実施

【研修の実施】

- ・各事業所 避難訓練・地震訓練実施（消防計画参照）
- ・【研修】 年1回
座学研修（災害に関する基礎知識、BCPとマニュアルの違い等）

2 BCPの検証・見直し

拠点会議毎で検討し、修正、見直し。法人運営・戦略会議等で取りまとめ。
(年1回)

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

各事業所において

- ・建築年月（賃貸）
- ・事業所平面図（別紙①）
- ・耐震補強が必要な箇所への対策（無し）
- ・消防計画に基づく設備の点検（年2回）

(2) 電気が止まった場合の対策

- ・非常用電源（自家発電設備）無
- ・懐中電灯等の照明備品 スタッフ室
- ・冷暖対策用品の準備（毛布、石油ストーブ、保冷剤）

(3) ガスが止まった場合の対策

- ・石油の備蓄 180程度
- ・公用車のガソリンは常に半分以上を保つ

(4) 水道が止まった場合の対策

- ①飲料水：定員10名 職員4名 500 倉庫にて保管
通所⇒飲料、食品は3食分（1日分）×（定員数+実働する職員数）の確保
※大人一人が一日に必要なとする水の量：3リットル
- ②生活用水：各自治体の災害時給水場所からの調達

(5) 通信が麻痺した場合の対策（電話以外の連絡手段等）

- ・非常災害時は法人本部より、職員個人への緊急メール送信
- ・利用者家族・関係機関との緊急連絡網（電話以外も含む）（別紙②）

(6) システムが停止した場合の対策（水没によるデータ消失の対策等）

- ・サーバーダウン時の対策：外付けHDDにてバックアップ
- ・支援記録や事務処理方法：支援記録用紙に手書き

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

- ①簡易トイレ・凝固剤の確保（簡易トイレ5個 トイレ横倉庫）
- ②汚物処理水の確保：使い捨てオムツ使用

(8) 必要品の備蓄

- ・各事業所で必要な備品はリストに整理（別紙③）
通所⇒飲料、食品は3食分（1日分）×（定員数+実働する職員数）の確保

- (9) 資金の手当て
・小口現金で対応

- (10) その他
・利用者の安否確認について（電話・メール等で確認を行う）
自分たちの事業所における安否確認方法（電話・LINE 等で確認を行う）
通所：サポート必要な家庭をリスト化（別紙②）しておき安否確認を行う

3. 緊急時の対応

(1) BCP 発動基準

【地震による発動基準】

震災	震度 7 以上	安全確保ができた職員は管轄の入所施設へ集合
	震度 6 以上	各施設の被害確認 管理者等による協議のもと、職員参集を含む対応決定
	震度 5 以上	各施設の被害確認 管理者等による協議での対応決定

※下記の図を参照

【水害による発動基準】

水害	警戒レベル 2 以上	入所施設へ避難、避難行動を保護者に通知
	警戒レベル 3	避難準備、水位確認の上、対応を管理者相談

※下記の図を参照

タイムライン防災 (警戒レベルどみなさんがとるべき避難行動)

水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わりました。

○ 災害が発生する前に、タイムラインを確認して早いうちから避難の準備をしましょう。
警戒レベル3や警戒レベル4に相当する防災気象情報や避難情報が発表された場合には、安全・確実に避難をしましょう。警戒レベル5に相当する情報が発表された場合には、命を守る最善の行動をとってください。

警戒レベル	みなさんがとるべき行動	市が出す避難情報	国・県・気象庁からの防災気象情報
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報	警戒レベル5相当情報 ● 氾濫発生情報 ● 大雨特別警報 等
警戒レベル 4 全員避難	指定避難所・指定緊急避難場所等へ速やかに避難する。災害が発生するおそれが高くて高い状況であり、急いで避難が必要です。	避難指示(緊急) 避難勧告	警戒レベル4相当情報 ● 氾濫危険情報 ● 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル 3 高齢者等は避難	高齢者等支援が必要な方は立退き避難を開始する。その他の方々は立退き避難の準備をし、自発的に避難を開始する。	避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル3相当情報 ● 氾濫警戒情報 ● 洪水警報 ● 大雨警報 等
警戒レベル 2	避難に備え、自らの避難行動(避難場所や避難ルート)を再確認する。	避難情報	● 氾濫注意情報 ● 洪水注意情報 ● 大雨注意情報 等
警戒レベル 1	最新の気象情報に注意し、災害への心構えを高める。		○ 早期注意情報(警報級の可能性)

国土交通省からの 河川の水位状況と注意・警戒情報

洪水予報等の水位 (阿武隈川：阿久津水位観測所)

水位は、急激に上昇する場合があります。これらの水位に達しなくても、自らの判断で速やかに避難行動をとることが重要です。

水位は、ウェブサイト(川の水位情報、ライブカメラ)等で確認し、河川には絶対に近づかないようにしましょう。

【噴火による発動基準】

噴火	噴火警戒レベル 5	避難、避難行動を保護者に通知
	レベル 4	避難準備、管理者と対応を検討
	レベル 3	情報収集

(2) 行動基準

発生時の行動指針は、下記の通りとする。

- ・利用者及び職員の安全確保
- ・二次災害への対策(火災や建物の倒壊など)
- ・情報収集、情報発信
- ・地域や関係機関との連携

(3) 対応体制

- ①各拠点統括者及び統括補助者が優先的な安全確保対応を行う。
- ②災害対策本部にて今後の対応を検討し、指示を出す。
※災害対策本部が開かれるまでは、役職上位の判断に基づき指示を行い、役職上位者が不在の場合は役職下位者が代行して判断を行う。

(4) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
総合児童発達支援センター アルバ	あさかあすなる荘	アルペロベッコ

(5) 安否確認

- ①利用者の安否確認
震災発生時の利用者の安否確認方法の整理(別紙②)。

①②利用者、職員の安否確認

【安否確認ルール】

利用者・職員の安否確認方法

職員 : メール、LINE 等にて確認。

利用者 : 電話、メール等

負傷者がいる場合は可能な範囲で応急処置を実施

医療機関への搬送が必要な場合は、安全面と合わせて可能な方法を管理者中心に検討

(6) 職員の参集基準

- ・震度7以上は本部(アルバ)に集まる。本部以外の時には、連絡がくる。
 - ・震度6以上は管理者等の判断で事業所に集まる
- ※BCP発動条件を確認

【自動参集基準の対象外】

- ・自身や家族が被災した場合や道路などの交通網に危険があり、事業所に向かえない場合は管理者に連絡し指示を仰ぐ

(7) 避難場所・避難方法

【こどものひろばプリモ】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	園庭	千里地区コミュニティセンター
避難方法	徒歩	公用車・徒歩

(8) 職員の管理(ケア)

①休憩・宿泊場所

宿泊候補場所	
こどものひろばプリモ	千里地区コミュニティセンター

②勤務シフト

【災害時の勤務シフト】

優先する事業を参照し、必要に応じて事業所へスタッフを集め、勤務表を作成する。

(9) 復旧対応

①破損個所の確認

<建物・設備の被害点検シート例>

- ・各事業所で復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所を整理(リスト化・現場にテープで貼る等)
 - ・破損場所の写真撮影記録
- ※電話以外の連絡手段も可能な限り記載

②業者連絡先一覧の整備

- ・業者の一覧作成(別紙④)

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

①連携先との協議

福島県知的障害者福祉協会と連携の協議を行う。

②連携協定書の締結

③地域のネットワーク等の構築・参画

福島県災害派遣福祉チーム(県広域災害福祉支援ネットワーク協議会)への参画を検討

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

福島県災害派遣福祉チーム(県広域災害福祉支援ネットワーク協議会)への参画を検討

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所指定事業所

- ・総合児童発達支援センターアルバ
- ・あさかあすなる荘
- ・コミュニティサポートセンターアルペロベッコ

災害発生時には、自治体と情報のやり取りを行い要援護者受け入れの検討を行う。

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるよう、施設で保有する物資や施設整備を確認しておく。受け入れについては支援人材の確保が重要であり、それらを含め行政と連絡を取り合いながら進める。

6. 通所系・固有事項

【平時からの対応】

- ・サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握に当たっては、複数の連絡手段(固定電話、携帯電話、メール等)を把握しておく。
- ・地域の避難方法や避難所に関する情報に留意する。

【災害が予想される場合の対応】

- ・地震や台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を検討する。

【災害発生時の対応】

- ・利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、予め把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。(別紙②)
- 利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。帰宅に当たっては、利用者の家族に迎えに来てもらうが、迎えが困難の場合は事業所での対応を検討する。

<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
令和6年4月1日	防災マニュアル作成	滝田裕崇
令和7年4月1日	修正	滝田裕崇
令和8年4月1日	修正	棚木敏世

社会福祉法人安積愛育園
相談支援事業所 ecco

自然災害発生時における業務継続計画

事業所名	相談支援事業所 ecco
代表者	管理者 吉田 和也
所在地	福島県郡山市笹川字経坦 52 (総合児童発達支援センターアルバ内)
電話番号	024-937-2195

1. 総論

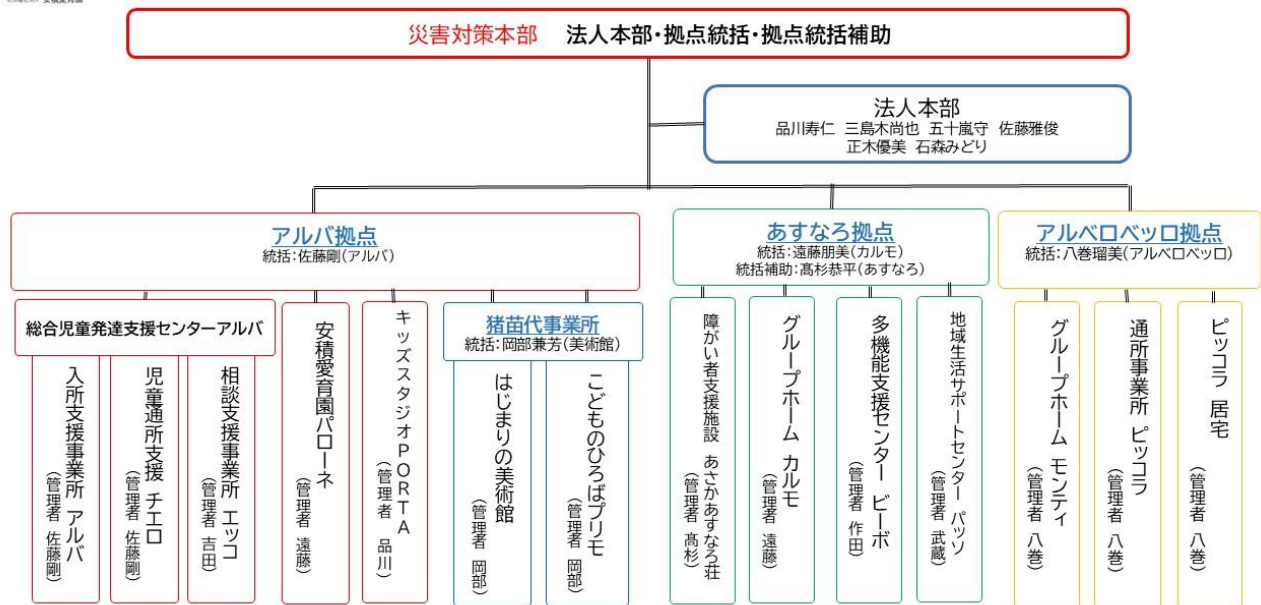
(1) 基本方針

本計画は、大地震等の自然災害をはじめとする突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、障がい福祉事業を中断させない、また中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短期間で再開させるための方針、体制、手順等を示すものである

(2) 災害対策本部



社会福祉法人安積愛育園 災害対策組織図 (2026年4月1日現在)



主な役割	部署・役職	補足
非常食の確保・調整	アルバ拠点・給食委員	
勤務把握	エッコ・管理者	
設備状況把握	アルバ拠点・各管理者	
研修の開催	法人本部	
訓練の実施	アルバ拠点・管理者	

(3) リスクの把握

1 ハザードマップなどの確認

※自分の事業所に関係するハザードマップだけ記載
 表記例：郡山洪水ハザードマップ (法人BCP 別紙①)

【郡山市】
 郡山洪水ハザードマップ (別紙①)
 郡山内水ハザードマップ (別紙②)
 土砂災害ハザードマップ (安積町) (別紙③)

【本宮市】 本宮市防災マップ NO.3	(別紙④)
【猪苗代町】 猪苗代町洪水ハザードマップ	(別紙⑤)
猪苗代火山防災マップ 拡大版②	(別紙⑥)

2 被災想定

【自治体公表の被災想定】

○全事業所～震災被害 <u>福島県地震被害想定</u>	(別紙⑦)
○プリモ、美術館～噴火被害 <u>磐梯山噴火被害想定</u>	(別紙⑧)

優先業務の選定

1 優先する事業

事業所	必要性	事業継続の考え方
アルバ	大	継続
チエロ	中	入所の継続見通しができ次第再開
エッコ	中	委託相談として、要援護者の確認
パローネ	中	入所の継続見通しができ次第再開
あすなる荘	大	継続
パッソ	中	入所の継続見通しができ次第再開
ピッコラ	中	入所の継続見通しができ次第再開
ピッコラ (居宅)	中	基本は入所継続のサポート、利用者の生活状況に応じてサービス提供
モンティ	大	継続
ビーボ	中	入所の継続見通しができ次第再開
カルモ	大	あすなる荘・アルバ・モンティ等に避難
プリモ	中	入所の継続見通しができ次第再開
美術館	小	休館
ポルタ	小	子ども食堂は休止、配食は継続を検討

(4) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

1 研修・訓練の実施

【研修の実施】

- ・各事業所 避難訓練・地震訓練実施（消防計画参照）
- ・【研修】 年1回
座学研修（災害に関する基礎知識、BCPとマニュアルの違い等）

2 BCPの検証・見直し

拠点会議毎で検討し、修正、見直し。法人運営・戦略会議等で取りまとめ。
(年1回)

2. 平常時の対応

建物

○建物・設備の安全対策

各事業所において

- ・建築年月（平成25年4月～）
- ・事業所平面図（別紙①）
- ・耐震補強が必要な箇所への対策（無）
- ・消防計画に基づく設備の点検（年2回）

○ライフラインが止まった場合の対策

【電気】

- ・非常用電源（自家発電設備）：無
- ・懐中電灯等の照明備品（各ユニット準備室に常備）
- ・冷暖対策用品の準備（毛布、石油ストーブ、保冷剤）

【ガス】

- ・石油の備蓄（180程度）
- ・公用車のガソリンは常に半分以上を保つ

【水道】

- ・飲料水：職員5名 150 更衣室にて保管（通所支援事業所基準で準備）

入所⇒飲料、食品は9食分（3日分）×（定員数+実働する職員数）の確保
通所⇒飲料、食品は3食分（1日分）×（定員数+実働する職員数）の確保
※大人一人が一日に必要なとする水の量：3リットル

- ・生活用水：各生活拠点（アルバ、あすなる、アルベロ）の貯水槽から調達
また各自治体の災害時給水場所からの調達

- 通信が麻痺した場合の対策（電話以外の連絡手段等）
 - ・非常災害時は法人本部より、職員個人への緊急メール送信
 - ・利用者家族・関係機関との緊急連絡網（電話以外も含む）（別紙②）

- システムが停止した場合の対策（水没によるデータ消失の対策等）
 - ・サーバーダウン時の対策：個別ファイル作成、外付け HDD にてバックアップ
 - ・支援記録や事務処理の方法：支援記録用紙に手書き

- 衛生面（トイレ等）の対策
 - ・簡易トイレ・凝固剤の確保（簡易トイレ 5 個 更衣室にて保管）
 - ・汚物処理水について
汚物処理水の確保：使い捨てオムツを使用

- 必要品の備蓄
 - ・各事業所で必要な備品はリストに整理（別紙③）
賞味期限や使用期限があるものは、担当者を決めて定期的にメンテナンスを行いリストを見直す。
賞味期限の近い非常食を防災食の体験として試食して、新たな防災食を備蓄するローリングストックを行う。
 - ・入所⇒飲料、食品は 9 食分（3 日分）×（定員数＋実働する職員数）の確保
通所⇒飲料、食品は 3 食分（1 日分）×（定員数＋実働する職員数）の確保（再掲）

- 資金の手当て
 - ・小口現金で対応

- その他
 - ・利用者の安否確認について
ハザードマップ上、心配な家庭をリスト化（別紙②）しておき安否確認を行う

緊急時の対応

(1) BCP 発動基準

【地震による発動基準】

震災	震度 7 以上	安全確保ができた職員は管轄の入所施設へ集合
	震度 6 以上	各施設の被害確認 管理者等による協議のもと、職員参集を含む対応決定
	震度 5 以上	各施設の被害確認 管理者等による協議での対応決定

※下記の図を参照

【水害による発動基準】

水害	警戒レベル 4 以上	入所施設へ避難、避難行動を保護者に通知
	警戒レベル 3	避難準備、水位確認の上、対応を管理者相談

※次項の図を参照

タイムライン防災
(警戒レベルとみなさんにとるべき避難行動)

水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わりました。

○ 災害が発生する前に、タイムラインを確認して早いうちから避難の準備をしましょう。
警戒レベル3や警戒レベル4に相当する防災気象情報や避難情報が発表された場合には、安全・確実に避難をしましょう。警戒レベル5に相当する情報が発表された場合には、命を守る最善の行動をとってください。

**国土交通省からの
河川の水位状況と注意・警戒情報**
(阿武隈川：阿久津水位観測所)

警戒レベル	みなさんにとるべき行動	市が出す避難情報	国・県・気象庁からの防災気象情報
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 	災害発生情報	警戒レベル5相当情報 ● 氾濫発生情報 ● 大雨特別警報 等
警戒レベル4 全員避難	指定避難所・指定緊急避難場所等へ速やかに避難する。災害が発生するおそれが極めて高い状況であり、急いで避難が必要です。 	避難指示(緊急) 避難勧告	警戒レベル4相当情報 ● 氾濫危険情報 ● 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3 高齢者等は避難	高齢者等支援の必要な方は立退き避難を開始する。その他の方々は立退き避難の準備をし、自発的に避難を開始する。 	避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル3相当情報 ● 氾濫警戒情報 ● 洪水警報 ● 大雨警報 等
警戒レベル2	避難に備え、自らの避難行動(避難場所や避難ルート)を再確認する。 		● 氾濫注意情報 ● 洪水注意情報 ● 大雨注意情報 等
警戒レベル1	最新の気象情報に注意し、災害への心構えを高める。 		○ 早期注意情報(警報級の可能性)

氾濫発生情報

氾濫危険水位 7.90m (レベル4水位)
河川が氾濫する恐れのある水位。安全に避難するために避難が完了している段階。

避難判断水位 6.80m (レベル3水位)
避難の準備や判断の目安となる水位。

氾濫注意水位 5.50m (レベル2水位)
河川の氾濫の発生を注意する水位。

水防団待機水位 4.00m (レベル1水位)
水防活動の準備を行う水位。

ふだんの水位

水位は、危険に上昇する場合があります。これらの水位に達しなくても、自らの判断で速やかに避難行動をとることが重要です。

水位は、ウェブサイト(川の水位情報、ライブカメラ)等で確認し、河川には絶対に近づかないようにしましょう。

防災気象情報(気象庁) 川の水位情報(国土交通省)

【噴火による発動基準】

噴火 噴火警戒レベル5 避難、避難行動を保護者に通知
 レベル4 避難準備、管理者と対応を検討
 レベル3 情報収集

(2) 行動基準

発生時の行動指針は、下記の通りとする。

- ・利用者及び職員の安全確保
- ・二次災害への対策(火災や建物の倒壊など)
- ・情報収集、情報発信
- ・地域や関係機関との連携

対応体制

- ①各拠点統括者及び統括補助者が優先的な安全確保対応を行う。
- ②災害対策本部にて今後の対応を検討し、指示を出す。
※災害対策本部が開かれるまでは、役職上位の判断に基づき指示を行い、役職上位者が不在の場合は役職下位者が代行して判断を行う。

(3) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
総合児童発達支援センターアルバ	あさかあすなる荘	アルベロベッロ

(4) 安否確認

1 利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法の整理（別紙②）。

【安否確認ルール】

利用者・職員の安否確認方法

職員：メール、LINE 等にて確認。

利用者：電話、メール等

負傷者がいる場合は可能な範囲で応急処置を実施

医療機関への搬送が必要な場合は、安全面と合わせて可能な方法を管理者中心に検討

(5) 職員の参集基準

・震度7以上は本部（アルバ）に集まる。本部以外の時には、連絡がくる。

震度6以上は管理者等の判断で事業所に集まる

※BCP発動条件を確認

【自動参集基準の対象外】

・自身や家族が被災した場合や道路などの交通網に危険があり、事業所に向かえない場合は管理者に連絡し指示を仰ぐ

(6) 避難場所・避難方法

【アルバ・チエロ・エッコ】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	あすなる荘	安積第三小学校
避難方法	公用車	公用車・徒歩

(7) 職員の管理(ケア)

1 休憩・宿泊場所

宿泊候補場所
地域生活サポートセンターパッソ
多機能支援センタービーボ

2 勤務シフト

【災害時の勤務シフト】

(4) 優先する事業を参照し、必要に応じて事業所へスタッフを集め、勤務表を作成する。

(8) 復旧対応

1 破損個所の確認

＜建物・設備の被害点検シート例＞

- ・各事業所で復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所を整理
(リスト化・現場にテープで貼る等)
 - ・破損場所の写真撮影記録
 - ・業者の一覧作成 (別紙④)
- ※電話以外の連絡手段も可能な限り記載

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

1 連携先との協議

福島県知的障害者福祉協会と連携の協議を行う。

2 連携協定書の締結

福島県災害派遣福祉チーム (県広域災害福祉支援ネットワーク協議会) への参画を検討

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

福島県災害派遣福祉チーム（県広域災害福祉支援ネットワーク協議会）への参画を検討

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所指定事業所

- ・総合児童発達支援センターアルバ
- ・あさかあすなる荘
- ・コミュニティサポートセンターアルベロベッコ

災害発生時には、自治体と情報のやり取りを行い要援護者受け入れの検討を行う。

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるよう、施設で保有する物資や施設整備を確認しておく。

受け入れについては支援人材の確保が重要であり、それらを含め行政と連絡を取り合いながら進める。

6. 相談支援事業・固有事項

【平時からの対応】

- ・リスクがあるケースのリストアップ化（別紙④）。所内で共有。

【災害が予想される場合の対応】

- ・リスクがあるケースは、注意喚起を行う。

【災害発生時の対応】

- ・身元確認の実施。連絡がつかない場合、家庭訪問等身元確認のための動きを可能な範囲で行う。
- ・記録ソフトが使用できない場合は、対応したケースを手書きで残す。

<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
令和6年3月29日	初版 発行	吉田 和也
令和7年4月1日	第2版 発行	吉田 和也
令和8年4月1日	第3版 発行	吉田 和也